

ビューカード旅行傷害保険のご案内(あらまし)

株式会社ビューカード 東京海上日動火災保険株式会社

このリーフレットはビューカード旅行傷害保険のあらましを説明したものです。実際のお支払い可否等の詳細につきましては、普通保険約款および特約条項に基づきます。このリーフレットの記載内容は、2018年4月現在のものです。内容について予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。最新の内容は、ビューカードホームページ(www.jreast.co.jp/card/)をご確認ください。

◆保険内容に関するお問い合わせ◆

取扱代理店：株式会社ジェイアール東日本商事
営業本部 保険部
フリーダイヤル：0120-989-678
(9:30~18:00 土・日・祝日・年末年始休)

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
本店営業第三部 鉄道運輸室
TEL:03-5223-1406
(9:30~17:00 土・日・祝日・年末年始休)

◆保険事故に関するお問い合わせ◆

<海外旅行傷害保険の場合>

東京海上日動火災保険株式会社
本店損害サービス第一部 海外旅行保険損害サービス室
TEL:03-5537-3590
(9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休)

<国内旅行傷害保険の場合>

東京海上日動火災保険株式会社
本店損害サービス第二部 傷害保険損害サービス第二課
TEL:03-6632-0640
(9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休)

○お問い合わせの際のご注意○

保険会社への保険金のご請求やアシスタンスサービスをご利用の際には、氏名、生年月日、住所、電話番号、クレジットカード番号を確認させていただきます。確認のためにサービスのご提供にお時間を要する場合がございますのであらかじめご了承ください。カード会員資格の確認が出来なかった場合には、保険金のお支払に関するご相談の受付やアシスタンスサービスのご提供ができない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

ビューカード旅行傷害保険のよくある質問

Q1:ビューカード付帯の旅行傷害保険適用条件について教えてください。

海外旅行の場合	(例)
①出発日時時点で有効なビューカード会員*であること ※カードでの旅行代金決済の有無を問いません。 ※旅行にカードを持参する必要はありませんが、現地にてアシスタンスサービスを利用される場合にはクレジットカード番号が必要になりますのでご注意ください。	(1)旅行会社が企画・募集した旅行の場合 ・「募集型企画旅行参加中」の事故 →宿泊を伴う募集型企画旅行であり、当該旅行費用をビューカードで決済すること。
国内旅行の場合	(2)自分で手配した旅行の場合 ・「公共交通乗用具」搭乗中の事故 →乗車券等の代金を「公共交通乗用具」搭乗前にビューカードで決済すること。 ※改札口を入ってから出までの間の傷害事故が補償の対象となります。 ※乗車券等には、Suica(モバイルSuica特急券等を除く)、定期券、回数券、オレンジカード、入場券は含まれません。
①出発日時時点で有効なビューカード会員*であること ②旅行の費用(交通費、募集型企画旅行の代金、宿泊代)をビューカードで決済すること ※募集型企画旅行と個人の手配旅行の詳細は、右記(例)をご参照ください。 ※旅行の費用(交通費、募集型企画旅行の代金、宿泊代)を、他のビューカード会員*がビューカード(一部対象外のカードがあります)で決済した場合でも対象となります(その場合でも、あくまでも被保険者はビューカード会員*となります)。	・「宿泊先」での事故 →ノークーポンシステムによらず宿泊施設の予約を行い、当該宿泊代をチェックイン前にビューカードで決済すること。 またはノークーポンシステムを利用して宿泊施設の予約を行い、当該宿泊代をビューカードで決済することを伝えること。 ※宿泊施設内での火災・爆発・破裂によって被った傷害事故が補償の対象となります。

Q2:保険金の請求方法についてはどうすればいいですか?

海外旅行・国内旅行共通

かかった費用はいったんお立替頂き、事故の日から30日以内に上記の、保険事故に関するお問い合わせの番号へご連絡ください。(海外旅行の場合は、医師の診断書やお支払の明細が分かるものを持ち帰りいただきご請求ください)

*ビューカード会員とは、本人会員ならびに家族会員のことを言います。

ビューカード旅行傷害保険の概要

ビューカード会員(本人会員ならびに家族会員)の皆様へ ビューカードに付帯されている旅行傷害保険は以下の内容となっております。

1. 国内旅行傷害保険(カード利用付帯)

(1) 対象となる国内旅行事故

A. 「公共交通乗用具」搭乗中の事故

乗車券等の代金を「公共交通乗用具」搭乗前にビューカードで決済した、当該「公共交通乗用具」搭乗中の傷害事故(当該公共交通乗用具の乗客として改札口を有する乗車場構内(改札口の内側)に在る間に限り)での傷害事故も含みます。

※「公共交通乗用具」とは鉄道事業法、航空法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される電車、航空機、船舶等をいいます。また、乗車券等には、Suica(モバイルSuica特急券等を除く)、定期券、回数券、オレンジカード、入場券は含まれません。

B. 「募集型企画旅行参加中」の事故

宿泊を伴う募集型企画旅行の費用をビューカードで決済した、当該募集型企画旅行に参加中の傷害事故

※募集型企画旅行とは、旅行業法第4条第1項第4号に規定する企画旅行のうち、旅行業者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するものをいいます。また、募集型企画旅行に参加中とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行を企画する旅行業者(以下「募集型企画旅行業者」といいます)があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(運送・宿泊機関等には、被保険者が募集型企画旅行参加のため個別に利用する機関を含みません。以下この号において同様とします)のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行からの離脱および復帰の予定日時をあらかじめ募集型企画旅行業者に届け出ることなく離脱したとき、または復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間またはその離脱の時から後は募集型企画旅行に参加していないものとします。

C. 「宿泊先」での事故について

・ビューカード会員*が、カード加盟店でノークーポンシステムを利用しビューカードで決済することを告知して宿泊施設の予約を行った、当該宿泊施設内での火災・破裂・爆発によって被った傷害事故
・ビューカード会員*が、カード加盟店でノークーポンシステムによらず宿泊施設の予約を行い、かつその代金をチェックインする前にビューカードで決済した、当該宿泊施設内での火災・破裂・爆発によって被った傷害事故

※ノークーポンシステムとは、カード会社またはカード加盟店である旅行業者(旅行業者代理業者を含みます)に対してカード会員であることおよび特定クレジットカードにより宿泊施設の代金を決済することを告知して、宿泊施設の予約を行うシステムをいいます。

被保険者(保険の対象者)はビューカード会員*となります。また、旅行の費用(交通費、募集型企画旅行の代金、宿泊代)、他のビューカード会員*がビューカード(一部対象外のカードがあります)で決済した場合でも対象となります(その場合でも、あくまでも被保険者はビューカード会員*となります)。

(2) お支払する保険金

・死亡・後遺障害保険金 最高 1,000万円
・入院保険金 日額 3,000円

・手術保険金 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)
・通院保険金 日額 2,000円
※お支払する保険金の詳細につきましては後述の担保内容の表をご参照ください。

2. 海外旅行傷害保険(自動付帯)

(1) 対象となる海外旅行事故

ビューカード会員*であれば事前のご連絡なしに対象となります。補償対象旅行期間は海外旅行の目的をもって住居を出発したときから、住居に帰着するまでの間であつ日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までとなります。ただし、日本を出国した日の翌日から起算して90日後を限度とします。

(2) お支払する保険金

・死亡・後遺障害保険金 最高 500万円
・傷害治療保険金 最高 50万円
・疾病治療保険金 最高 50万円

※携行品損害に対する補償は対象となりません。また、お支払する保険金の詳細につきましては後述の担保内容の表をご参照ください。

(3) 日本語救急サービスについて

海外旅行中に会員が万一傷害を受けたり病気になられた場合、後述の東京海上日動海外総合サポートデスクに電話をすればその状況に応じて(救急病院の紹介・手配、転院の手配、救急車等の移送機関の手配など)保険金の支払い範囲内でサービスを受けられます。

3. 同種の保険に加入している場合について

下記は、一般的なクレジットカード付帯保険および任意加入の保険についてご説明したものです。詳細については、各カード会社、各引受保険会社にお問い合わせください。

(1) 国内旅行傷害保険

A. 同種の保険契約が付帯されている他のクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について
・死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金

お客様のお受取になる保険金額は、合算額ではなく、それらのうちの最も高い保険金額となります。

B. 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

・死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金

お客様のお受取になる保険金額は、クレジットカード付帯保険の保険金額(クレジットカードを複数枚お持ちの場合は上記Aご参照)と任意加入保険の保険金額の合算額となります。

(2) 海外旅行傷害保険

A. 同種の保険契約が付帯されている他のクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

a. ビューカードと他の個人カード(ビューカードの複数枚所持を含む)をお持ちの場合

・死亡・後遺障害保険金

お客様のお受取になる保険金額は、合算額ではなく、それらのうちの最も高い保険金額となります。

・その他の保険金

お客様のお受取になる保険金額は、合算額が限度額となります(ただし、実際の損害額が限度となります)。

- b. ビューカードと法人カード（ビュー法人カードを含む）をお持ちの場合
- ・死亡・後遺障害保険金
 - お客様のお受取になる保険金額は、合算額となります。
 - ・その他の保険金
 - お客様のお受取になる保険金額は、合算額が限度額となります（ただし、実際の損害額が限度となります）。
- ※法人カードを複数枚お持ちの場合のお客様のお受取になる保険金額はご加入のカード会社へご確認ください。

B. 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

4. 保険金の請求に必要な書類

ご請求になる保険金の種類	国内旅行				海外旅行			
	傷害死亡	傷害後遺障害	入院手術通院	傷害死亡	傷害後遺障害	傷害治療	疾病治療	
必要書類								
保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○
ビューカードのコピー	○	○	○	○	○	○	○	○
パスポートのコピー(出国が確認できること)				○	○	○	○	○
事故証明書(公の機関、やむをえないとき第三者のもの)	○	○	○	○	○	○	○	○
医師の診断書*1		○	○*		○	○	○	○
治療費の明細書および領収書							○	○
携行品の購入時の領収書・保証書類								
死亡診断書または死体検案書	○							
被保険者の戸籍謄本	○				○			
被保険者の法定相続人の戸籍謄本	○				○			
被保険者の法定相続人の印鑑証明書	○				○			
3日以上入院を証明する書類								
損害箇所の写真								
その他の関係書類*2	○	○	○	○	○	○	○	○

事故の日から30日以内に東京海上日動火災保険株式会社へご連絡ください。保険金請求方法の詳細についてご案内いたします。

- *1 ご請求される保険金が10万円未満の場合は不要。
 - *2 他の旅行保険付帯のカードをお持ちの方はそのカードのコピーなど。
- (注) 保険金を請求するときは○を付した書類のうち東京海上日動火災保険株式会社が求めるものを提出いただけます。

東京海上日動海外総合サポートデスク連絡先 24時間 年中無休

以下はフリーダイヤルです。			
	滞 在 地	電 話 番 号	
北 米	アメリカ合衆国本土(アラスカを除く)	1-800-446-5571	
	ハワイ	1-800-446-5571	
	グアム	1-888-841-7905	
	サイパン	1-866-666-5127	
	カナダ	1-800-665-6779	
	バミューダ諸島	1-800-623-0164	
	中 南 米 ヨ ー ロ ッ パ	チリ	1230-020-2474
		アイルランド	1-800-55-8166
		イギリス	0800-028-6560
		イタリア	800-8-70715
オーストリア		0800-281-284	
オランダ		0800-022-5777	
ギリシャ		00-800-8113-0008	
スイス		0800-55-5692	
スウェーデン	020-791-027		
スペイン	9009981-64		
デンマーク	8001-0516		
ドイツ	0800-1-81-1391		
ノルウェー	800-13179		
ハンガリー	06-800-11886		
フィンランド	0800-1-181-33		
フランス	0800-909634		
ベルギー	0800-1-8115		
ポルトガル	800-8-81-127		
ルクセンブルク	8002-2863		
ロシア	810-800-20041081		
ア ジ ア	アラブ首長国連邦	800-081-0-0065	
	イスラエル	1-80-947-8001	
	インドネシア	001-803-81-0154	
	韓国	00798-81-1-0068	

	滞 在 地	電 話 番 号	
ア ジ ア	シンガポール	800-811-0423	
	タイ	001-800-811-0215	
	台湾	0080-181-2233	
	中国	①山西省、河南省、山東省以北(北京、天津、大連等)	①4001-202989 または 10800-811-2228
		②上記以外(上海、広州、南京等)	②4001-202989 または 10800-281-2228
	トルコ	00-800-8191-9166	
	フィリピン	1-800-1-811-0177	
	香港	800-96-6933	
	マカオ	0800-449	
	マレーシア	1800-80-3072	
オセアニア	オーストラリア	1-800-146-401	
	ニュージーランド	0800-44-8461	
アフリカ	南アフリカ共和国	0800-98-3595	

- ・上記フリーダイヤルが通じない場合
- ・上記以外の国・地域の場合 ・携帯電話からの通話の場合
- ・公衆電話からの通話の場合

ダイヤル直通またはコレクトコールにて
(81)-3-6758-2460

へご連絡ください。

- (注) 1. フリーダイヤルの場合は、電話機の種類(公衆電話、携帯電話等)によってはご利用になれない場合があります。また、地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合がありますので、現地でご確認ください。
2. 東京海上日動海外総合サポートデスクは東京海上グループの東京海上インターナショナルアシスタンス社との提携により実施しております。
3. 保険会社への保険金のご請求やアシスタンスサービスご利用の際には、出国日を確認できるもの(パスポートのコピーや航空チケット半券など)のご提出が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

5. 国内旅行の場合の担保内容(カード利用付帯)

担保項目	傷 害				
	① 死 亡	② 後遺障害	③ 入 院	④ 手 術	⑤ 通 院
	1,000万円	程度により 40万円～1,000万円	1日につき3,000円 (フランチャイズ7日(*1))	入院保険金日額の10倍(入院中の手術(*2)) または5倍(入院中以外の手術(*2)) (フランチャイズ7日(*1))	1日につき2,000円 (フランチャイズ7日(*1))
保険金をお支払いする場合	<p>I 被保険者が公共交通乗用具(*3)に乗客として搭乗している間に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合。</p> <p>II 被保険者が当該公共交通乗用具の乗客として改札口を有する乗車場構内(改札口の内側)に在る間に限ります)でケガをされた場合も含みます。</p> <p>III 被保険者が宿泊施設に宿泊客として宿泊中に火災または破裂・爆発によってケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合。</p> <p>*1: 「フランチャイズ7日」とは、事故発生の日から起算して7日目以降においてもなお入院または通院の状態にある場合に限り、1日目から入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いすることをいいます。事故発生の日から起算して6日目までに治療(入院または通院)が終了した場合は、補償の対象外となりますのでご注意ください。</p> <p>*3: 「公共交通乗用具」とは鉄道事業法、航空法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される電車、航空機、船舶等をいいます。</p> <p>*4: 「募集型企画旅行に参加中」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行を企画する旅行者(以下「募集型企画旅行者」といいます)があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(運送・宿泊機関等には、被保険者が募集型企画旅行参加のため個別に利用する機関を含みません。以下この号において同様とします)のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行からの離脱および復帰の予定日時をあらかじめ募集型企画旅行者に届け出ることなく離脱したとき、または復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間またはその離脱の時から後は募集型企画旅行に参加していないものとし、また、募集型企画旅行とは、旅行業法第4条第1項第4号に規定する企画旅行のうち、旅行者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するものをいいます。</p>				
お支払いする保険金	<p>上記「保険金をお支払いする場合」のI～IIIにより被ったケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に</p> <p>①死亡した場合、死亡・後遺障害保険金の全額を、法定相続人にお支払いします。</p> <p>②後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>上記「保険金をお支払いする場合」のI～IIIにより被ったケガが原因で、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に</p> <p>③入院された場合(※フランチャイズ7日)、入院保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日を限度とします。</p> <p>④手術(*2)を受けられた場合(※フランチャイズ7日)、手術保険金をお支払いします(入院中の手術の場合には入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合には入院保険金日額の5倍をお支払いします(1事故につき1回が限度となります))。</p> <p>上記「保険金をお支払いする場合」のI～IIIにより被ったケガが原因で、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に</p> <p>⑤通院された場合(※フランチャイズ7日)、通院保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を受けた場合で、その通院日数に対して90日を限度とします。</p> <p>*2: 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術の算定対象として列挙されている手術(傷の処置や抜歯等お支払の対象外の手術があります)。 ・先進医療(*5)に該当する所定の手術。 <p>*5: 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります)をいいます。</p>				
できない主な場合	<p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①次のような原因により生じたケガ。 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・被保険者の闘争行為・自殺行為または犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(*6)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失。 ・被保険者の無免許、酒気帯び運転、麻薬等使用中の運転。 ・妊娠、出産、早産、流産、外科的手術その他の医療処置。 ・地震もしくは噴火またはこれらに伴う津波。 ・危険なスポーツ活動中の事故(危険なスポーツとは、アイゼン・ピッケル等の登山用具を使う山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます)。 ・自動車・原動機付自転車・自動二輪車・モーターボート等による競技・練習・試運転中の事故 ②他覚症状のないむちうち症、腰痛。 *6: 戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。 				

6. 海外旅行の場合の担保内容(自動付帯)

担保項目	傷 害		疾 病	
	死 亡	後遺障害	治療費用	治療費用
	500万円	程度により 20万円～500万円	1傷害治療50万円限度	1疾病治療50万円限度
払い戻しする場合	<p>被保険者が、旅行期間中(*1)の偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。</p> <p>被保険者が、旅行期間中(*1)の偶然な事故によるケガをし、医師の治療を受けた場合。</p> <p>海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。または海外旅行中に感染した特定の感染症(*2、*3)により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り、</p> <p>*2: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。</p> <p>*3: 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。</p>			
お支払いする保険金	<p>死亡・後遺障害保険金の全額を、法定相続人にお支払いします。</p> <p>後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に現実に支出した金額で東京海上日動が妥当と認めた金額を傷害治療費用限度額の範囲内でお支払いします。</p> <p>①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用(医師の診断書の依頼費用、緊急移送費や病院が利用できない場合のホテル等の宿泊施設の客室料も含みます)。</p> <p>②治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費。</p> <p>③義手、義足の修理費。</p> <p>④入院により必要となったa. 国際電話料など通信費、b. 身の回り品購入費。ただし、1回の事故につき、身の回り品購入費については5万円を限度に、また、通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。</p> <p>⑤治療の為に入院により必要となった旅行行程復帰費用または帰国費用。(払い戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引くものとします)</p> <p>ただし、健康保険、労災保険など(海外において同様の制度がある場合の当該制度を含む)から支払いがなされ、被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払い対象となりません。</p>			
できない主な場合	<p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①次のような原因により生じたケガ。 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(*4)、放射線照射、放射能汚染。 ・無免許、酒酔い、麻薬等使用中の運転。 ・脳疾患、心神喪失。 ・妊娠、出産、早産、流産。 ・山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ・自動車、モーターボート、原動機付自転車による競技・練習中の事故。 ・航空運送業者が路線を定めて運航する航空機(グライダーおよび飛行船を除きます)を被保険者が操縦している間の事故。 ②他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ③旅行開始前または旅行終了後に発生したケガ。 <p>初診の日からその日を含めて180日以内に現実に支出した金額で東京海上日動が妥当と認めた金額を疾病治療費用限度額の範囲内でお支払いします。</p> <p>①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用(医師の診断書の依頼費用、緊急移送費や病院が利用できない場合のホテル等の宿泊施設の客室料も含みます)。</p> <p>②治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費。</p> <p>③入院により必要となったa. 国際電話料など通信費、b. 身の回り品購入費。ただし、1回の疾病につき、身の回り品購入費については5万円を限度に、また、通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。</p> <p>④治療の為に入院により必要となった旅行行程復帰費用または帰国費用。(払い戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引くものとします)</p> <p>ただし、健康保険、労災保険など(海外において同様の制度がある場合の当該制度を含む)から支払いがなされ、被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払い対象となりません。</p>			

- *1: 旅行期間中とは、被保険者が海外旅行の目的で住居を出発してから、住居に帰着するまでの間で、かつ日本を出国する日の前日の午前0時から日本に出国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。ただし、日本を出国した日の翌日から起算して90日を限度とします。
- *4: 戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。

○カードに関するお問い合わせ○
株式会社ビューカード
ビューカードセンター(お客様相談室)
03-6685-7000(9:00～17:30)